

保存版

令和6年4月
改訂版

高齢者のための シルバー情報 ハンドブック



介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、播磨町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

令和6年度の改正点

令和6年4月から

- 令和6~8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月からの変更です）
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

もくじ

介護保険のしくみ	3
介護保険料	4
サービス利用のしかた	10
利用できるサービス	14
在宅サービス	14
施設サービス	20
地域密着型サービス	22
介護予防・日常生活支援総合事業	24
高齢者のための健康事業	26
高齢者のための福祉サービス	28
播磨町の医療と介護	36

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

40歳以上の方（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の方（第1号被保険者）

介護や日常生活の支援が必要になったときに、播磨町の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

被保険者証 65歳に到達する月に交付されます。

要介護認定を受けている方には、
介護保険負担割合証も交付されます。

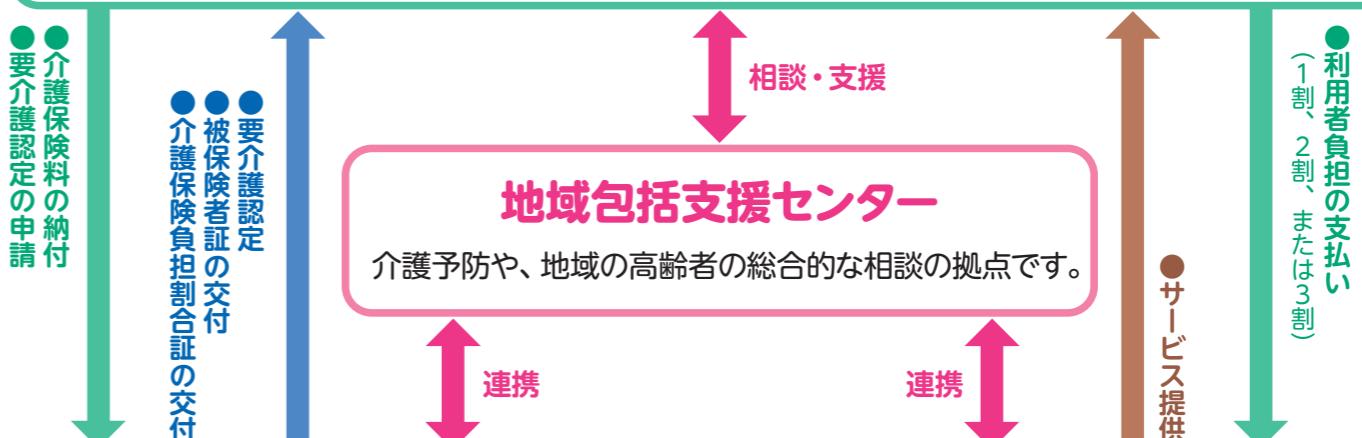
40~64歳の方（第2号被保険者）

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要になったときに、播磨町の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。

被保険者証 認定を受けた場合などに交付されます。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん



播磨町（保険者）

- 介護保険制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

サービス事業者

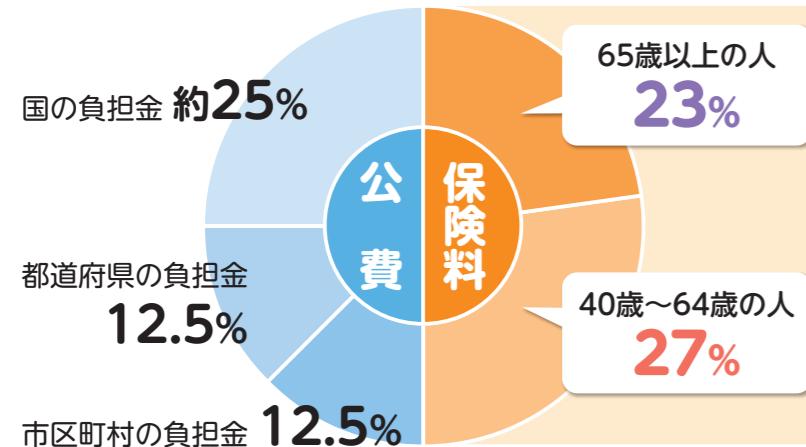
- 都道府県などの指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがサービスを提供します。

介護保険料は大切な財源です

介護保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源になっています。介護が必要な人が安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



●介護保険の財源（令和6年度から3年間）



保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

●保険料を納めないと

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

1年以上滞納すると (納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると (納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると (納期限から2年経過)

サービスを利用するときの利用者負担が3割*になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

*所得が一定の基準より高い人が滞納した場合、4割となります。

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している方は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している方は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している方は国民健康保険税として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は播磨町の介護保険サービスに必要な費用と65歳以上の方の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{播磨町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{播磨町の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めます。

年金が年額18万円以上の方

年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

●前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



仮の保険料額（前年度2月分）を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることができます。

- 65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合

- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年金を担保にしている場合

など

年金が年額18万円未満の方

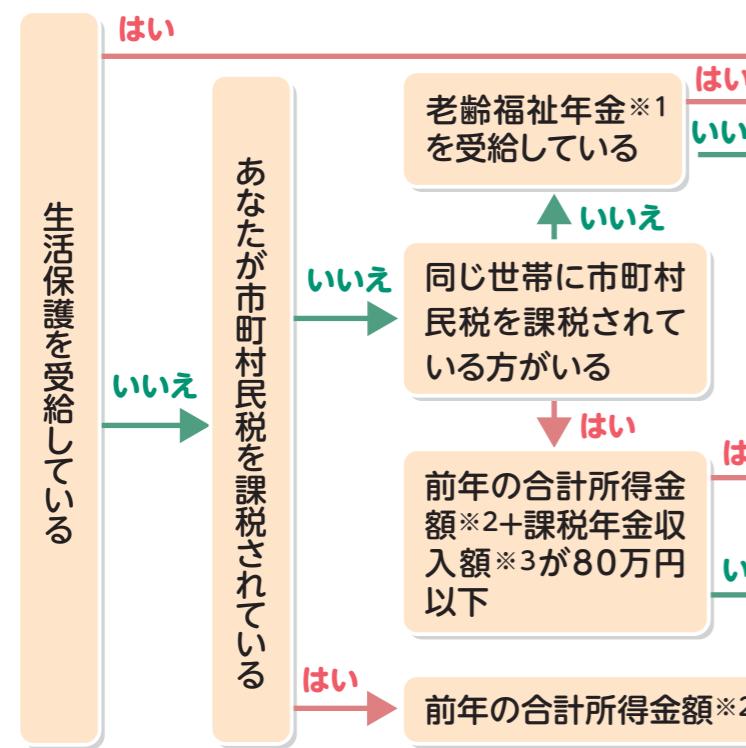
納付書、回座振替で納付（普通徴収）

播磨町から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、播磨町の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて決まります。

● あなたの保険料段階を確認しておきましょう



※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※3 課稅年金收入額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

●保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです

5月1日生まれ

例 5月2日生まれ 5月分から

●介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額(日額)

5,800円(第5段階)

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。本人と世帯全員の課税状況や本人の所得などに応じて段階的に決められています。

■令和6年度から令和8年度までの介護保険料

所得段階	対象者	比率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285	1,653円	19,836円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当せず、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.485	2,813円	33,756円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当せず、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	3,973円	47,676円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下である方	基準額 ×0.85	4,930円	59,160円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	5,800円	69,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.15	6,670円	80,040円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.25	7,250円	87,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,700円	104,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	9,860円	118,320円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	11,020円	132,240円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	12,180円	146,160円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.3	13,340円	160,080円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.4	13,920円	167,040円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.5	14,500円	174,000円

※第1段階～第3段階の方については、公費による軽減が行われています。

所得に応じて減免措置が受けられます

本人の収入や世帯の状況などにより、介護保険料や介護サービス利用料が申請により

減額されることがあります。

対象者	要件(すべてに該当)	減免内容	申請に必要なもの
① 保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の方のうち生活が著しく困窮している方	<input type="checkbox"/> 世帯員の前年1年間の収入の合計金額が60万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が60万円以下である。(*1)	①②共通要件 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方に扶養されていない。 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方と生計を共にしていない。 <input type="checkbox"/> 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。	<input type="checkbox"/> すべての世帯員の年間収入金額がわかる書類(ご家族に死亡や失業などの事情がある場合は、事由発生の日以後1年間の収入見込額がわかる書類) <input type="checkbox"/> 「年金振込通知書」「給与明細」「年金事務所が発行する年金見込額照会回答票」など <input type="checkbox"/> すべての世帯員の資産額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 「通帳(記帳済のもの)」「金融機関が発行する残高証明書」など <input type="checkbox"/> 世帯員に死亡や失業などの事情があることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 失業したとき▶「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」「無職申立書」など <input type="checkbox"/> 入院したとき▶「領収書」「医師の診断書」など <input type="checkbox"/> 事業を休廃止したとき▶「休・廃業届」など
② 保険料段階が第2段階の方のうち収入が少なく生活が困窮している方	<input type="checkbox"/> 世帯員の前年1年間の収入の合計金額が120万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が120万円以下である。(*2)		<input type="checkbox"/> 世帯員に死亡や失業などの事情があることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 失業したとき▶「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」「無職申立書」など <input type="checkbox"/> 入院したとき▶「領収書」「医師の診断書」など <input type="checkbox"/> 事業を休廃止したとき▶「休・廃業届」など
③ 保険料段階が第2段階～第14段階で、失業などにより、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて大幅に減少する方	<input type="checkbox"/> 本人の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した、心身に重大な障害を受けた、長期(3か月以上)入院した、失業した、事業または業務を休廃止した、もしくは干ばつ冷害などにより農作物が不作であった。(これらのいずれかに該当する場合) <input type="checkbox"/> 事由発生の日以後、1年間の合計所得金額の見込額が、保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比べて半分以上減少すると認められる。 <input type="checkbox"/> 事由発生の日から1年以内に減免申請をしていること。	すでに賦課した保険料額と、事由発生の日以後、1年間の収入見込額を賦課の根拠に用いて算定した保険料額との差額相当を減額します。	<input type="checkbox"/> 事由発生の日以後1年間の収入見込額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 「給与明細」「年金事務所が発行する年金見込額照会回答票」など <input type="checkbox"/> 世帯の生計維持者に死亡や失業などの事情があることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 失業したとき▶「雇用保険受給資格者証」「退職証明書」「無職申立書」など <input type="checkbox"/> 入院したとき▶「領収書」「医師の診断書」など <input type="checkbox"/> 事業を休廃止したとき▶「休・廃業届」など

以下に該当される方も介護保険料の減免制度の適用があります。

- ④ 災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた方
- ⑤ 刑事施設などへの収監により介護保険サービスを受けることができない方
- ⑥ 保険料段階が第2段階に該当する外国籍高齢者等福祉給付金受給者

※1 世帯員の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり17万5千円を60万円に加算した金額以下になります。

〈例〉世帯員の合計人数が4人の場合 60万円+17万5千円×(4人-2人)=95万円

すなわち、1年間の収入の合計金額が95万円以下であれば①の要件に該当することとなります。

※2 世帯員の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり35万円を120万円に加算した金額以下になります。

〈例〉世帯員の合計人数が4人の場合 120万円+35万円×(4人-2人)=190万円

すなわち、1年間の収入の合計金額が190万円以下であれば②の要件に該当することとなります。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

申請できる方(1、2の要件をすべて満たす方)

① ①②のいずれかに該当

- (A) 老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税である方
- あるいは
- (B) 世帯全員が住民税非課税である方



② 次の要件をすべて満たす

- 世帯全員の年間収入額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算。2人世帯の場合200万円)以下であること。
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算。2人世帯の場合450万円)以下であること。
- 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

申請に必要なもの

- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書
- 収入や資産、扶養状況を確認できる書類(健康保険証、年金振込通知書、年金額改定通知書、給与明細書または給与支払証明書、預貯金通帳、株券、証券の写しなど)

▶詳しくは、播磨町 保険課 介護保険係 (079-435-2582) にお問い合わせください。

対象サービス	軽減対象費用	軽減率
介護老人福祉施設サービス および 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(1)旧措置入所者(ユニット型個室に入所している方)で利用者負担が5%以下である方および生活保護受給者	居住費
	(2)利用者負担第2段階の方	食費、居住費
	(3)上記(1)(2)以外の方	利用者負担額、食費、居住費
訪問介護(ホームヘルプ)、夜間対応型訪問介護および第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	利用者負担額	1/4
	通所介護(デイサービス)、認知症対応型通所介護、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業および介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護	利用者負担額、食費
	小規模多機能型居宅介護	食費、宿泊費
短期入所生活介護(ショートステイ) および介護予防短期入所生活介護	(1)利用者負担第2段階の方	食費、宿泊費
	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、宿泊費
	(1)生活保護受給者	滞在費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、滞在費
	(1)利用者負担第2段階の方	食費、宿泊費
	(2)上記以外の方	利用者負担額、食費、宿泊費
看護小規模多機能型居宅介護	利用者負担額	1/2
	利用者負担額	居住費、滞在費のみ

※軽減となるサービスは兵庫県等および各市町に利用者負担額軽減措置事業の実施を申し出た社会福祉法人が提供するサービスに限られます。

申請から認定まで

サービスを利用するためには、播磨町の窓口に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。

1 認定申請

介護保険の利用を希望するときは、播磨町の窓口に申請してください。

申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
(第2号被保険者の場合)

申請書には、意見書を求める主治医の氏名、医療機関名を記入します。申請の前には主治医に相談してみましょう。
※主治医がない場合は窓口にご相談ください。



2 認定審査

申請をすると、訪問調査や主治医意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

●訪問調査

心身の状態を本人、家族から聞きとります。
調査項目は国が定めた全国共通の内容です。



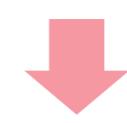
●主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患や、介護の必要性などについて、記載を受けます。



●一次判定（コンピュータ判定）

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力します。



●二次判定（介護認定審査会）

訪問調査や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、介護保険のサービスによって生活機能が改善する可能性の高い方などです。

非該当（自立）

生活機能の低下により、今後、要支援状態などへ移行する可能性が高い方の場合は地域支援事業を利用できます。

介護サービス（介護予防サービス）は利用できません。

基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できます。

介護サービス（介護給付）

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

※要介護認定を受ける以前から介護予防・生活支援サービス事業を利用していた要介護1～5の人は、継続して事業を利用できる場合があります。



P14へ

介護予防サービス（予防給付）

を利用できます

播磨町地域包括支援センターで、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をあわせて利用できます。



P14へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます

介護が必要とならないために、65歳以上の方を対象に、播磨町が実施します。



P24へ

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

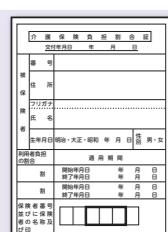
●利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

■利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が 「・単身世帯=340万円以上 「・2人以上世帯=463万円以上
2割	①②の両方に該当する人 （3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人） ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が 「・単身世帯=280万円以上 「・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

●支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合
(1割負担の場合)



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

●利用者負担の軽減について

介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人がある場合	●課税所得690万円以上 世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満 世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満 世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
・老齢福祉年金の受給者 ・課税年金収入額+その他の合計所得金額*が80万円以下の人	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■窓口に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定期）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方	所得区分	70～74歳の人がいる世帯 後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

利用できるサービス

サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 利用者負担のめやすは費用の1割を掲載しています（所得等に応じて2割または3割になります。くわしくはP12へ）。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」の対象になります。

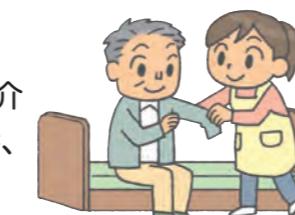
令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは、令和6年6月から変わります。

在宅サービス 在宅などで生活しながら利用できるサービスです。

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1～5の人

内 容	利用時間など	利用者負担のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	387円
生活援助が中心	45分以上の場合	220円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	97円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業のページへ）P24へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など

播磨町が基準や利用料などを設定します。

※要介護認定を受ける以前から介護予防・生活支援サービス事業を利用していた要介護1の人は、継続して事業を利用できる場合があります。

介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

要介護度	利用者負担のめやす
要支援1・2	856円
要介護1～5	1,266円



自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

利用者負担のめやす
1回（20分以上）につき 307円（298円）

（ ）内は令和6年6月からの金額です。

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

利用者負担のめやす
1回（20分以上）につき 307円（308円）

（ ）内は令和6年6月からの金額です。

看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

（ ）内は令和6年6月からの金額です。

訪問看護の時間	利用者負担のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	302円（303円）	255円（256円）
30分未満の場合	450円（451円）	381円（382円）



要介護1～5の人 訪問看護

（ ）内は令和6年6月からの金額です。

訪問看護の時間	利用者負担のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	313円（314円）	265円（266円）
30分未満の場合	470円（471円）	398円（399円）

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

要介護1～5の人 〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
8時間以上 9時間未満の 場合 (送迎を含む)	要介護 1	669円
	要介護 2	791円
	要介護 3	915円
	要介護 4	1,041円
	要介護 5	1,168円

通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業のページへ）P24へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、短時間で機能訓練に特化したプログラムなど多様なサービスを行います。

※要介護認定を受ける以前から介護予防・生活支援サービス事業を利用していた要介護1の人は、継続して事業を利用できる場合があります。

基準や利用料など

播磨町が基準や利用料などを設定します。

利用できるサービス

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション 要介護1～5の人 通所リハビリテーション

（ ）内は令和6年6月からの金額です。〈通常規模の事業所の場合〉		
共通的サービス	要介護度	利用者負担のめやす
1か月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	2,053円（2,268円）
	要支援2	3,999円（4,228円）

介護予防通所リハビリテーションでは共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上（令和6年5月まで）」「栄養改善」「口腔機能向上」といった選択的サービスを利用できます。

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
7時間以上 8時間未満の 場合 (送迎を含む)	要介護1	757円（762円）
	要介護2	897円（903円）
	要介護3	1,039円（1,046円）
	要介護4	1,206円（1,215円）
	要介護5	1,369円（1,379円）

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

要介護1～5の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具

●利用できます ◆原則として利用できません

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	◆	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	◆	●	●
床ずれ防止用具	◆	●	●
体位変換器	◆	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）★	●	●	●
歩行器★	●	●	●
歩行補助つえ★	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	◆	●	●
移動用リフト（つり具を除く）	◆	●	●
自動排泄処理装置	◆	◆	●

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。

令和6年4月から ★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員などの提案を受け、利用者の意思で購入（特定福祉用具販売の扱い）することも可能です。

利用者負担のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割を負担します。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売 要介護1～5の人 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器

令和6年4月から 福祉用具貸与の用具うち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員などの提案を受け、利用者の意思で購入することも可能です。



福祉用具購入費の支給方法について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

償還払い

いたん購入費全額を利用者が支払い、後日請求することで、年度内で10万円を上限に町から購入費（1割、2割、または3割の利用者負担分は差し引かれます）が支給されます。

受領委任払い ※事前の申請が必要です

年度内で10万円を上限に、利用者は利用者負担分（1割、2割、または3割）のみを事業者に支払い、購入費の残額を町が事業者に支給します。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。



要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給方法について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

償還払い

いたん改修費全額を利用者が支払い、後日請求することで、20万円を上限に町から改修費（1割、2割、または3割の利用者負担分は差し引かれます）が支給されます。

受領委任払い

20万円を上限に、利用者は利用者負担分（1割、2割、または3割）のみを施工事業者に支払い、改修費の残額を町が施工事業者に支給します。

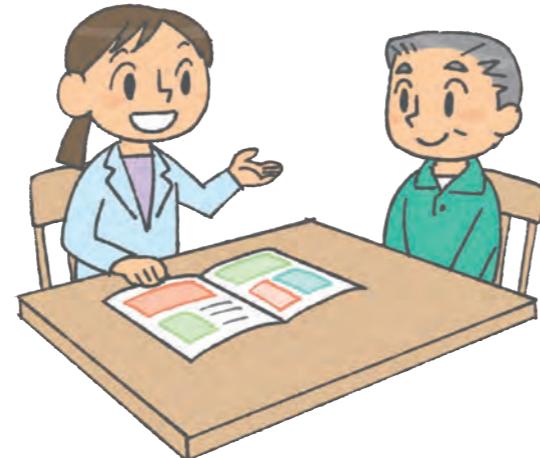
▶住宅改修費支給を利用する際、住宅改造費の助成制度（特別型）が併用できる場合があります。詳しくは、P29「住宅改造費の助成」をご確認ください。

利用できるサービス

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内 容	利用限度回数	利用者負担のめやす (1回につき)
医師が行う場合	1か月に2回	514円 (515円)
歯科医師が行う場合	1か月に2回	516円 (517円)
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	565円 (566円)
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	517円 (518円)
管理栄養士が行う場合 (居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	544円 (545円)
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	361円 (362円)

●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設 入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護



要介護度	利用者負担のめやす
要支援 1	183円
要支援 2	313円
要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人 短期入所生活介護

〈介護老人福祉施設 [併設型・多床室] を利用の場合〉



要介護度	利用者負担のめやす
要支援 1	451円
要支援 2	561円
要介護 1	603円
要介護 2	672円
要介護 3	745円
要介護 4	815円
要介護 5	884円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人 短期入所療養介護

〈介護老人保健施設 [多床室] を利用の場合〉

要介護度	利用者負担のめやす
要支援 1	613円
要支援 2	774円
要介護 1	830円
要介護 2	880円
要介護 3	944円
要介護 4	997円
要介護 5	1,052円

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用する際には、下記の点に注意しましょう。

■連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。

■連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。

利用できるサービス

施設サービス 要支援1・2の人は利用できません。

- 生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。



要介護度	多床室
要介護1*	589円
要介護2*	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

- 在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人



要介護度	多床室
要介護1	793円
要介護2	843円
要介護3	908円
要介護4	961円
要介護5	1,012円

- 長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

要介護1～5の人

要介護度	多床室
要介護1	833円
要介護2	943円
要介護3	1,182円
要介護4	1,283円
要介護5	1,375円

■部屋のタイプについて

- 從来型個室………ユニットを構成しない個室
- 多床室………ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室………ユニットを構成する個室
- ユニット型個室の多床室………ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋
- 個室………壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット………少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

施設を利用したサービスの費用



施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

利用者負担

サービス費用の
1割、2割、
または3割

居住費等

基準費用額
があります

食 費

基準費用額
があります

日常生活費

内容については、
各施設にお問い合わせください

基準費用額

居住費等・食費の基準費用額 (1日につき)

令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。
〔 〕内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 〔2,066円〕	1,668円 〔1,728円〕	1,668円(1,171円) 〔1,728円(1,231円)〕	377円(855円) 〔437円(915円)〕	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は()内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

●負担限度額 [1日あたり]

令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変わります。
〔 〕内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	居住費等				食 費	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円 〔880円〕	490円 〔550円〕	490円 〔320円〕 〔550円 〔380円〕〕	0円	300円 300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 〔880円〕	490円 〔550円〕	490円 〔420円〕 〔550円 〔480円〕〕	370円 〔430円〕	390円 600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 〔1,370円〕	1,310円 〔1,370円〕	1,310円 〔820円〕 〔1,370円 〔880円〕〕	370円 〔430円〕	650円 1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人は	1,310円 〔1,370円〕	1,310円 〔1,370円〕	1,310円 〔820円〕 〔1,370円 〔880円〕〕	370円 〔430円〕	1,360円 1,300円

●()内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※第1～3段階②に該当しない場合でも、一定の要件を満たした場合、特例的に第3段階②の区分が適用になる場合があります。

上表の利用者負担段階に当てはまっていても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が次の金額を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円

・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円

・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円

・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

利用できるサービス

地域密着型サービス

- 認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

要支援2の人 介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人 認知症対応型共同生活介護

1日につき		〈ユニット数2の場合〉	
要介護度	利用者負担のめやす	要介護度	利用者負担のめやす
要支援2	749円	要介護1	753円
要介護2	788円	要介護3	812円
要介護4	828円	要介護5	845円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

- 日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
8時間以上 9時間未満の 場合	要介護1	783円
	要介護2	925円
	要介護3	1,072円
	要介護4	1,220円
	要介護5	1,365円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人 認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
8時間以上 9時間未満の 場合	要支援1	888円
	要支援2	991円
	要介護1	1,026円
	要介護2	1,137円
	要介護3	1,248円
	要介護4	1,362円
	要介護5	1,472円

- 通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

★このサービスを利用している間は、以下のサービスは利用できません。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス

要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人 小規模多機能型居宅介護

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
1か月につき	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

※緊急時などに短期宿泊ができる場合があります。

- 小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

〈ユニット型個室を利用する場合〉

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
1日につき	要介護1*	682円
	要介護2*	753円
	要介護3	828円
	要介護4	901円
	要介護5	971円

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

- 複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
1か月につき	要介護1	12,447円
	要介護2	17,415円
	要介護3	24,481円
	要介護4	27,766円
	要介護5	31,408円

- 24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携をとって、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

内 容	要介護度	利用者負担のめやす (訪問看護を利用しない場合)	利用者負担のめやす (訪問看護を利用する場合)
1か月につき	要介護1	5,446円	7,946円
	要介護2	9,720円	12,413円
	要介護3	16,140円	18,948円
	要介護4	20,417円	23,358円
	要介護5	24,692円	28,298円

- 小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人

内 容	要介護度	利用者負担のめやす
1日につき	要介護1	546円
	要介護2	614円
	要介護3	685円
	要介護4	750円
	要介護5	820円

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の人は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できますが、新規でサービスを利用する場合は要支援認定申請が必要です。



介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)
- 要介護認定を受ける以前からこの事業を利用していた要介護1の人

訪問型サービス

介護サービス事業者によるサービス

- 食事・入浴・排せつなどの身体介護 (介護予防型訪問サービス)
(1回あたりのめやす) 287円
- 掃除・洗濯・調理・買物などの生活援助 (生活援助型訪問サービス)
(1回あたりのめやす) 230円

シルバーエプロンサービス

- 町が指定した研修を修了したシルバー人材センター会員による掃除・洗濯・調理などの生活援助 1回160円

通所型サービス

介護サービス事業者による介護予防のための通所サービス

- 食事や入浴・排泄の介助、機能訓練やレクリエーションなど
事業対象者・要支援1 436円 要支援2 447円

介護サービス事業者による生活援助のための通所サービス

- 短時間利用の機能訓練やレクリエーションなど (食事や入浴・排せつの介助を除く)
事業対象者・要支援1 349円 要支援2 358円



一般介護予防事業

対象者

65歳以上のすべての人

認定審査で「非該当(自立)」と判定された人や地域のすべての高齢者を対象に、これからも住み慣れた地域で、元気に暮らしていただけるよう、さまざまなサービスを提供します。
※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

住民主体の「通いの場」

地域の高齢者が自主的に通い、体操、茶話会、趣味活動などを行って介護予防や地域コミュニティの拠点となる場です。この「通いの場」への参加をきっかけに「また来るのが楽しみ」「地域に入りやすくなった」「住民同士の見守りの場になっている」というように、関わる人の意識が変わることで、介護予防や地域のつながり、地域活動の活性化につながります。

●地域がいきいき 集まろう！通いの場 (<https://kayoinoba.mhlw.go.jp/>)

自宅でも健康を維持する方法や「通いの場」の情報を発信する厚生労働省の特設サイトです。
「オンライン通いの場アプリ」がダウンロードできます。



1 シニア元気アップ出前講座

地域包括支援センターの職員や運動指導員、栄養士、歯科衛生士等が、地域の高齢者の集まりに出向いて介護予防と健康づくりのお手伝いをします。

2 「いきいき100歳体操」地域教室

身近な地域の集会所などで「いきいき100歳体操」を開きませんか？
重錘バンド、CD、DVDを貸与し、講師を派遣します。

3 介護支援ボランティア養成講座

ボランティア活動に関心のある方はどなたでも受講できます。講座修了後には、介護保険施設や「つどいカフェ」等で、話し相手等のボランティア活動をしていただけます。

4 はつらつ広場

地域のボランティアと一緒に、介護予防を目的とした体操やレクリエーション、専門職による健康講座を実施します。

週1回コミセンで開催しています。(*送迎はありませんので、各自で会場までお越しください。)

【利用対象者】 概ね65歳以上の方 **【費用】** 1回100円

問い合わせ先

播磨町地域包括支援センター TEL.079-435-1841
播磨町 保険課 介護保険係 TEL.079-435-2582

高齢者のための健康事業

問い合わせ先

播磨町役場 健康福祉課 TEL.079-435-2611
播磨町役場 保険課 TEL.079-435-2581

健康診査・がん検診

特定健診・後期高齢者健診 (保険課)

対象となる方 ①4月1日現在、播磨町国民健康保険に加入している方*4月2日以降に加入された方は、お問い合わせください。
②後期高齢者医療制度に加入している方

内 容 診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

受 診 場 所 近くの協力医療機関、播磨町中央公民館、町内の施設、加古川総合保健センター

利 用 料 金 無料

申 込 み 近くの協力医療機関以外での受診を希望の方は、加古川総合保健センターへお申し込みください。
(TEL.079-429-2923 平日8:30~17:00)

がん検診など (健康福祉課)

内 容・料 金

内 容		料 金		備 考
肺がん	レントゲン	500円	65歳以上の方は無料	
	CT	5,000円		料金の免除はありません。
胃がん	レントゲン	1,400円	65歳以上の方は無料	
	胃内視鏡	4,000円		2年に1回の受診です。 料金の免除はありません。
大腸がん		500円	65歳以上の方は無料	
子宮頸がん	集 団	1,000円		65歳以上の方は無料
	個 別	1,500円		2年に1回の受診です。
乳がん(マンモグラフィ)		1,000円		2年に1回の受診です。
前立腺がん		1,500円		料金の免除はありません。
骨粗しょう症		500円		
肝炎ウイルス検査		1,000円		過去に受けたことがない方が対象です。
胃がんリスク検査		無 料		過去に受けたことがない方が対象です。

料 金 の 免 除

対 象 ①生活保護法による被保護世帯に属する方
②町県民税非課税世帯に属する方

手 続き 方 法 ①・②に属する方は、加古川総合保健センターに申し込み後、受診日の1週間前までに、健康福祉課まで申請してください。(本人確認できるものが必要。代理の方が申請する場合、委任状・代理の方の本人確認できるものも必要)

*「65歳以上の方は無料」と記載しているものは、65歳以上の方は免除申請不要です。

受 診 場 所 播磨町中央公民館・町内の施設・加古川総合保健センター

申 込 み 加古川総合保健センターへお申し込みください。
(TEL.079-429-2923 平日8:30~17:00)

歯科健診

歯周病検診 (健康福祉課)

対象となる方 年度末年齢が40歳・50歳・60歳・70歳の方

内 容 歯周病検診(歯周の腫れ・歯周ポケットの深さをみます)

利 用 料 金 無料

受 診 場 所 播磨町・加古川市・稻美町・高砂市の歯科協力医療機関

実 施 時 期 対象者には通知が届きます。

後期高齢者歯科口腔健診 (保険課)

対象となる方 後期高齢者医療制度に加入している76歳以上の方

内 容 歯科口腔健診(歯の状態や噛む力・のみこむ力等をみます)

利 用 料 金 無料

受 診 場 所 播磨町・加古川市・稻美町・高砂市の歯科協力医療機関

実 施 時 期 対象者には通知が届きます。

予防接種

(健康福祉課)

高齢者インフルエンザワクチン予防接種

対象となる方 ①満65歳以上の方
②満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能などの障がいを有している方(身体障害者手帳1級の方)

料 金 1,500円 実 施 時 期 町広報誌などでお知らせします。

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

対象となる方 下記のうち、過去に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない方が対象です。
①満65歳の方
②満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能などの障がいを有している方(身体障害者手帳1級の方)

料 金 4,000円 実 施 時 期 対象者(①の方)には、通知が届きます。

予 防 接 種 の 料 金 の 免 除 次の方は、接種料金が無料になります。手続きが必要な方は、接種前に健康福祉課にて手続きをしてください。

対 象 ①生活保護法による被保護世帯に属する方 ②町県民税非課税世帯に属する方

*対象となる方は、接種時に最新の介護保険料納入通知書の写しを医療機関に提出してください。納入通知書を紛失された方は、助成券を発行しますので、健康福祉課へ事前に申請してください。(本人確認できるものが必要。代理の方が申請する場合、委任状・代理の方の本人確認できるものも必要)

播磨町健康いきいきセンター

プール、スタジオ、トレーニングジム、お風呂と充実した施設で、健康をサポートします。

●播磨町在住の65歳以上の方の利用料金(通常料金の5割引きです)

一時利用		
	1回の利用料	回数券(11枚つづり)
共通(プール・ジム・お風呂)	550円	5,500円
プール	350円	3,500円
トレーニングジム	250円	2,500円
お風呂	190円	1,900円

定期利用			
	利用時間	1か月	1年間
デイタイム	平日(火曜~金曜日) 9時30分~17時30分	2,250円	22,500円
フルタイム	営業時間終日	3,000円	30,000円

営 業 時 間 火曜日~土曜日 9時30分~21時30分 日曜日・祝日 9時30分~18時30分

休 館 日 毎週月曜日・年末年始(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日が休館となります)

場 所 播磨町南大中1-8-60 電 話 079-435-5578

在宅福祉サービス

問い合わせ先

播磨町役場 保険課 地域包括ケア係 TEL.079-435-0313
播磨町地域包括支援センター TEL.079-435-1841

緊急通報システム(あんしんボタン)

ひとり暮らしの高齢者などが急病や事故などの万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるように「あんしんボタン」を貸与します。固定型(無線ペンダント付き)か携帯型(固定電話回線不要)のうちどちらか一つを貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図ります。

※2人の近隣協力者が必要です。

※お住まいの地区的民生委員の証明が必要です。

対象となる方

町内に住所を有し、在宅において生活し日常生活を営む上で常時注意が必要な状態にある方で次の条件に該当する方。①75歳以上のひとり暮らしの高齢者、②75歳以上の高齢者世帯、③65歳以上のひとり暮らしの重度身体障がい者

利用料金

無料(装置の設置費用と利用料は町が負担します)

訪問理美容サービス事業

家庭でねたきりの状態にあり、外出が困難な高齢者や重度心身障がい者の方に理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行う際の出張費を助成します。

対象となる方

町内に住所を有し、外出が困難な高齢者または重度心身障がい者(身障手帳1、2級または療育手帳A判定)で、次のいずれかに該当する方
・概ね65歳以上のひとり暮らしの方、概ね65歳以上の方のみの世帯
・重度心身障がい者のひとり暮らしの方、重度心身障がい者のみの世帯 など

利用料金

次のサービスに応じそれぞれ自己負担が必要です。

- カット2,000円(ただし、丸刈りは1,000円)
- 顔そり500円~
- シャンプー1,000円



訪問の条件

訪問時に家族等による付き添いが必要です。

利用回数

年間に4回利用できます。

家族介護用品給付事業

家庭で高齢者を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつや尿取りパッドなど)を給付し、介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

対象となる方

常時おむつを必要とし、要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族

支給額

限度額の範囲内で組み合わせた介護用品を毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します。

ごみの個別収集

ひとり暮らしの高齢者などでごみの排出が困難な方で、一定の要件に該当する場合は、直接自宅まで出向き、収集を行います。

対象となる方

次のすべての要件を満たす方 ※民生委員児童委員の意見が必要です。

- ひとり暮らしの方
- 介護保険制度の「認定」を受けていること、またはそれに準じた状態にある方
- 近隣に、ごみの排出に協力を得られる方がいないこと
- 介護保険サービスや障害福祉サービスによる支援を受けることが困難な方

救急医療情報キットの配布

高齢者が安心して暮らせるよう緊急医療情報キットを、希望者に無料で配布しています。

対象となる方

町内に住所を有する方

内容

かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報などを記入した用紙を専用の容器に入れ、自宅の「玄関」または「冷蔵庫」に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動等を行えるよう備えるものです。

家族介護慰労金

家庭でねたきりや認知症の状態にある要介護高齢者などを介護している方に対して介護慰労金を支給します。

対象となる方

- 介護保険法に規定する要介護認定において過去1年間、要介護3~5に認定されている。
- 過去1年間の介護保険サービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く)の利用日数が10日以内である
- 町民税非課税世帯に属する高齢者を過去1年間在家で介護している家族

支給額

高齢者一人につき年額100,000円を一括して支給します。

住宅改造費の助成

高齢者および心身障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送れるように高齢者などに対応した既存住宅の改造に要する費用を助成します。(1世帯1回限り)

※工事完了後の申請に対しては助成できませんので、必ず事前にご相談ください。

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合は耐震診断の実施が必要です。

対象

介護保険制度の要介護・要支援認定を受けた方又は身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯(所得による制限があります)

助成内容

助成対象	対象となる高齢者などが自宅で日常生活を送るために必要と認められる住宅の改造(住まいの改良相談員の承認が必要)
助成対象限度額	100万円(80万円+介護保険給付20万円)
助成額	助成対象額の3分の1から全額(生計中心者の町民税や所得税の賦課状況により異なります)

※介護保険制度の住宅改修の給付を初めて受ける場合、超えた額をこの制度により助成します。(P17参照)

※過去に住宅改修助成事業を受けた世帯は対象外です。

※著しく要介護状態が重くなった場合等、再度助成が認められる場合がありますのでご相談ください。

高齢者等タクシー料金助成券

高齢者等の経済的負担の軽減を図り、社会参加の促進、福祉の増進を図ることを目的に1枚700円のタクシー料金助成券を交付します。

対象となる方

- ①対象となる年度の4月1日時点で、播磨町に住民票のある75歳以上の方
- ②申請日時点で要介護・要支援認定を受けている方

支 給 額 年度ごとに12枚（8,400円）を上限として、申請した月から3月までの月数分の助成券を交付します。

問い合わせ・申込み 保険課地域包括ケア係（TEL.079-435-0313）

高齢者運転免許証自主返納奨励金

運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の方に、ICOCAカード5,000円分（カード発行預り金500円を含む）の交付を行っています。

対象となる方

- 下記①②③を全て満たす方
- ①65歳以上で運転免許証の自主返納をされた方
- ②運転経歴証明書の交付を受けて1年以内の方
- ③播磨町に住民登録されている方
- ④これまでに播磨町その他の自治体から同様の趣旨の補助等を受けていない方

問い合わせ・申込み 播磨町危機管理課（TEL.079-435-0991）

ショートステイ(短期入所事業)

介護保険の認定を受けていない方（日常生活を自立している方は除く）、または介護保険制度の短期入所生活介護の日数では自宅で介護を続けることが困難と認められる方で、家族の方が一時的に高齢者の介護ができなくなったとき、およびひとり暮らしで一時的に家庭での生活ができないときに、特別養護老人ホームなどで支援します。

入 所 の 要 件 病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害、転勤、看護、学校などの公的行事への参加および休養、旅行などのための理由

入 所 の 期 間 原則として7日以内

利 用 料 金 介護保険制度の介護報酬の3割程度

※いったん全額を自己負担して頂き、後で7割を補助します。

生活管理短期宿泊事業

要介護状態への進行を防ぐため、老人ホームなどへの短期間の宿泊により日常生活に対する支援を行います。

対象となる方 町内に居住する概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者などで、介護保険制度で非該当にあたり、日常生活に支援の必要な方

入 所 の 期 間 原則として7日以内

入 所 の 施 設 養護老人ホームまたは、特別養護老人ホーム

いきがいづくり

補聴器購入助成

加齢により聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部（3万円を上限）を助成することで、社会参加や地域交流を促進し、認知症やフレイルを予防します。（1人1回限り）
※申請前に購入されたものは対象外になります。

対象となる方 下記①②③を全て満たす方

- ①播磨町に住民票のある65歳以上の方
- ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方

問い合わせ・申込み 保険課地域包括ケア係（TEL.079-435-0313）

老人(シニア)クラブ

地域の高齢者が自主的に集まり、その知識と経験を生かし、ボランティア活動や生きがいを高めたり、健康づくりのための各種社会活動を総合的に実施する会員組織です。町は活動の助成や指導を行っています。

対象となる方 概ね60歳以上の方

申 込 み 地域の老人（シニア）クラブまたはシニアクラブ連合会（TEL.079-435-5138）へお問い合わせください。



高齢者講座（ことぶき大学）

自ら意欲的に学習する場として、各種教養講座を開催しています。

対象となる方 概ね60歳以上の方

問い合わせ・申込み 播磨町中央公民館（TEL.079-437-6980）

シルバー人材センター

臨時の、短期的な仕事を通して、生きがいと追加的収入を希望する高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進します。

対象となる方 60歳以上で健康で働く意欲のある方は、どなたでも会員になります。

問い合わせ・申込み 加古郡広域シルバー人材センター (TEL.079-437-7386)

認知症支援

問い合わせ先

播磨町役場 保険課 地域包括ケア係
TEL.079-435-0313

認知症ガイドブック(認知症ケアパス)

認知症かもしれないと不安に思っている方や、認知症と診断された方、その家族の方などが、どこに相談できるのか、その進行状況にあわせていつ・どこで・どのような医療・介護・福祉サービスを利用できるのかをまとめた、播磨町認知症ガイドブック(認知症ケアパス)を保険課の窓口等で配布しています。

対象となる方 どなたでもお渡しできますので、窓口でお声がけください

もの忘れ健診

対象となる方 65歳以上で希望される方

受診場所 巡回がん検診の各会場・播磨町中央公民館(申し込み不要)

健診方法 巡回がん検診・播磨町中央公民館健診当日に希望者に対して、チェックシートによる脳の健康チェックを行います。

利用料金 無料 **問い合わせ** 播磨町地域包括支援センターへ (TEL.079-435-1841)

あんしんキーholder

認知症等によりひとりで外出することに不安がある方の、外出時の安心・安全を確保することを目的に「あんしんキーholder」を交付します。

緊急時には、キーholderに記載している登録番号により、迅速にご家族の方へ連絡を行うことができます。(事前登録の際、緊急連絡先をご登録いただきます)※検索をするものではありません。

対象となる方 町内に居住し、次のいずれかに該当する方

- 認知症の症状がある方
- ひとりで外出することに不安のある65歳以上の高齢者
- 今までにひとりで自宅に帰れなかった経験のある方
- 障がいによりひとりで外出することに不安のある方



高齢者等見守り・SOSネットワーク

播磨町では、認知症等の病気により、行方不明になる可能性のある方などを、関係機関やネットワーク協力事業所と連携し、日頃からの見守りや、行方不明になった場合に速やかに発見活動を開始する「高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業」を実施し、事前登録を受け付けています。

対象となる方 認知症等の病気により行方不明になる可能性のある方、今までにひとりで自宅に帰れなかった経験のある方

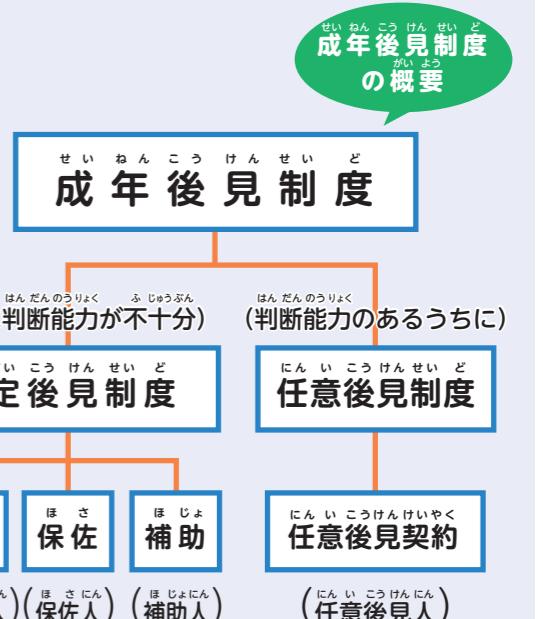
成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と判断されているが、申立てを行う方がいないなど、一定の条件を満たす方に対して、申立て費用や後見人等への報酬助成を行います。

成年後見制度(法定後見制度)とは

認知症などで判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が成年後見人(保佐人・補助人)を選任し、本人を保護・支援する民法上定められた制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

利用にあたっては、本人・配偶者・四親等内の親族などが管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。



成年後見制度についての相談

成年後見制度の説明や成年後見制度に関する相談や利用支援など

問い合わせ 播磨町成年後見センター (TEL.079-435-8801)



その他のサービス

移送サービス

常時車いすを使用する概ね65歳以上の高齢者および身体障がい者（児）であって、心身の状態により他の交通機関の利用が困難であり、病院や福祉施設に行く際、家庭等で移送手段の確保が困難である方の移送を行います。（道路運送法第78条による事業です。）

利用料金 片道の距離2kmまでが300円、それ以降1kmごとに100円が加算されます。（2024年4月時点）

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用に伴う情報提供等の援助を行います。

利用方法 利用希望者と支援計画に基づいた契約を交わし、援助を開始します。

援助内容 ●福祉サービスの利用援助 ●通帳・印鑑預かりサービス

●日常的金銭管理サービス（公共料金等の支払いや金融機関での入出金等。）

利用料金 サービス提供1時間あたり1,000円（基本料）・30分ごとに500円が加算されます。
※契約に至るまでの問い合わせや相談は無料です。

見守り給食サービス

地域のボランティアや民生委員の方々の協力を得て、75歳以上の人暮らしで週3回以上の介護保険サービス等を受けていない方、または夫婦の年齢が合わせて160歳以上の高齢者夫婦世帯に夕食をお届けし、見守り活動を行います。

実施日 毎週木曜日（祝日・年末年始と8月は除く。）

利用料金 自己負担は、1食あたり300円です。



福祉機器の貸出

一時的な利用を希望する方に、車いすやポータブルトイレを貸出します。



対象となる方 町内在住で車いす、ポータブルトイレが日常生活において必要な方。
原則、他の制度等で利用できる方は除く。

利用料金 無料 **利用期間** 原則2週間（必要な場合は申出により最長1か月まで。）

ふれあい・いきいきサロン

高齢者等が生きがいをもって過ごすことができるよう、地域住民同士のふれあい、仲間づくりを行う「ふれあい・いきいきサロン」を開催する自治会を支援しています。

利用対象者 自治会内に住む高齢者等

開設場所 自治会の公民館など

※開設されているサロンの詳細は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

問い合わせ先
播磨町社会福祉協議会
TEL.079-435-1712

くらしサポート事業

住民同士で助け合い、住民間のつながりをつくることを目的とした住民参加型の福祉サービスです。「病院に行きたいけど1人だと不安。」「家具を移動させたいけど1人ではできない。」「庭を掃除したいけど、足腰が痛くてできない。」等、ちょっとした援助を必要としている方に、援助ができる方を紹介し、お手伝いをさせていただく事業です。

利用を希望する場合は、事前の会員登録が必要となります。

利用料金 1時間まで800円 以後15分ごとに200円加算

シルバー人材センター（シルバーで応援し隊）

介護保険サービスでできない部屋の片づけ・清掃、電球・蛍光灯の球の交換、花や植木の水やり、エアコンフィルターの掃除など、ちょっとしたお困りごとについて、シルバー会員がお手伝いします。ただし1時間以内の軽易な仕事のみです。

対象者 町内に在住される70歳以上の高齢者のみの世帯及び障がい者等の世帯

利用料金 1人作業で1回500円

利用限度回数 1世帯年4回まで（2人で作業した場合は2回まで。）

問い合わせ先 加古郡広域シルバー人材センター TEL.079-437-7386

身近な相談窓口一覧

	窓口	電話番号	内容
高齢者に関する介護や福祉の総合相談	播磨町地域包括支援センター	079-435-1841	社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーによる高齢者の方の相談全般（介護・認知症・成年後見・虐待通報など）（月～土 8:45～17:20）
高齢者虐待の相談・通報	播磨町地域包括支援センター 役場保険課地域包括ケア係	079-435-1841 079-435-0313	※緊急時（生命に危険のある場合）は、警察に110番通報してください。
認知症・高齢者専門相談	認知症疾患医療センター（加古川中央市民病院） ひょうご若年性認知症支援センター	079-451-8650 078-242-0601 9:00～12:00 13:00～16:00	65歳未満で認知症を発症した方への相談支援 月～金（祝日除く）
加古川地区SOSネットワーク	加古川警察署生活安全課	079-427-0110	高齢者が徘徊などで行方不明になった場合の届出
消費生活・多重債務相談	役場産業環境課（播磨町消費生活センター）	079-435-1999	月～金（祝日除く）9:00～16:00
福祉の総合相談窓口	播磨町福祉会館	079-430-6000	火～土（祝日除く）9:00～16:00
成年後見制度の相談	播磨町成年後見センター	079-435-8801	月～金（祝日除く）9:00～17:00

播磨町医療介護マップ



「かかりつけ医」とは、日頃からの健康相談や病気の初期治療、慢性疾患の治療、緊急時すぐに相談できる地域の診療所やクリニックの医師です。日頃から、「かかりつけ医」を持ちましょう。

町内医療機関一覧

名 称	地図番号	所在地	電話番号
秋澤診療所	1	南大中1丁目8-37	079-437-1500
浅井クリニック	2	宮北1丁目5-14	079-437-6306
うえだ皮フ科クリニック	3	野添1654-5	078-941-1120
おおた内科クリニック	4	北野添2丁目6-58	078-942-3355
岡本クリニック	5	北本荘5丁目10-11	079-437-2271
おぎの耳鼻咽喉科	6	野添1667-15 2F	078-943-8282
河合医院	7	野添城3丁目6-19	078-941-2255
かわしま内科クリニック	8	北本荘1丁目14-14	079-436-2660
くろだ小児科	9	南大中1丁目1-25	079-430-2111
神前医院	10	宮北3丁目12-17	079-436-6777
新谷クリニック	11	野添1662-4 瓜生ビル2F	078-941-6123
土山内科外科医院	12	野添1662-1	078-942-1918
寺岡耳鼻咽喉科	13	南野添3丁目10-11 セフレ播磨2F	079-435-3376
糖尿病内科・内科・眼科たてやクリニック	14	東本荘2丁目6-9	079-437-0117
はりま病院	16	北野添2丁目1-15	078-943-0050
まついクリニック	17	南野添3丁目10-11 セフレ播磨2F	079-436-8100
明姫診療所	19	西野添3丁目17-6	078-944-0001
吉田皮膚科クリニック	20	南野添3丁目10-11 セフレ播磨2F	079-441-1239
おひさまこどもクリニック	21	野添1655-3	078-943-7800

※P36の地図番号に対応しています。

加古川医師会の認知症相談医

名 称	所在地	電話番号
岡本クリニック	北本荘5丁目10-11	079-437-2271
河合医院	野添城3丁目6-19	078-941-2255
浅井クリニック	宮北1丁目5-14	079-437-6306
おおた内科クリニック	北野添2丁目6-58	078-942-3355
土山内科外科医院	野添1662-1	078-942-1918

指定介護保険事業所(町内事業所関係)

■居宅介護支援事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
あえの里介護保険相談センター	1	播磨町北古田1丁目17-37	079-437-5588	079-437-7870
播磨町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	2	播磨町南大中1丁目8-41 播磨町福祉しあわせセンター	079-435-5008	079-435-5218
大地介護相談センター	3	播磨町北本荘3丁目6-23-106	079-441-1352	079-441-1350
居宅介護支援事業所ひだまり	18	播磨町古田1丁目4-59	079-437-1518	079-437-1868
ケアプランセンターきずな	19	播磨町野添267-1	070-6507-9459	078-915-7318
ケアプランはぐ	23	播磨町野添城2丁目4-20	078-220-4214	078-336-3616
ケアプランセンター幸呼	24	播磨町古宮6丁目5-13	078-944-7526	078-944-7526

■介護予防支援事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
播磨町地域包括支援センター	2	播磨町南大中1丁目8-41 播磨町福祉しあわせセンター	079-435-1841	079-435-1730

■訪問介護事業所

名称	地図番号	所在地	総合事業	電話番号	FAX番号
播磨町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	2	播磨町南大中1丁目8-41 播磨町福祉しあわせセンター	○	079-435-5008	079-435-5218
あえの里老人ホームヘルプサービス	1	播磨町北古田1丁目17-37	○	079-437-6333	079-437-7870
ヘルパーステーションあいの家	5	播磨町上野添3丁目2-6	○	078-941-7564	078-941-7345
あおぞらヘルパーステーション	6	播磨町西野添5丁目2-3-103	○	078-939-3059	078-939-5203
訪問介護事業所ひだまり	18	播磨町古田1丁目4-5-203	○	079-437-1236	079-437-1868
株式会社播磨	25	播磨町二子208-7	○	079-441-9111	050-3730-7896
ふあみりい	26	播磨町宮北3-5-30-101	○	079-451-6843	079-451-6844

■訪問看護(介護予防訪問看護)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
播磨ふれあい訪問看護ステーション	7	播磨町野添城3丁目6-19	078-949-3633	078-949-3630
大地訪問看護ステーション	3	播磨町北本荘3丁目6-23-106	079-441-1351	079-441-1350
訪問看護ステーションゆあライフ	8	播磨町南大中3丁目2-1-206	079-441-8987	079-441-9465
よつば訪問看護ステーション	6	播磨町西野添5丁目2-3-103	078-939-3059	078-939-5203
訪問看護ステーションひだまり	18	播磨町古田1丁目4-5-203	079-437-1517	079-437-1868
オリーブはりま訪問看護ステーション	27	播磨町野添1652-1A	078-915-8841	078-915-8842

※P36の地図番号に対応しています。

■通所介護事業所

名称	地図番号	所在地	総合事業	電話番号	FAX番号
あえの里デイサービスセンター	1	播磨町北古田1丁目17-37	○	079-437-6620	079-437-7870
播磨町デイサービスセンター	9	播磨町南大中1丁目8-50	○	079-437-6155	079-437-0065
城の宮デイサービスセンター	7	播磨町野添城3丁目5-23	○	078-944-7879	078-944-7879
デイサービスCHIAKIほおづき播磨	10	播磨町東野添2丁目18-6	○	078-949-1566	078-949-1567
デイサービスセンター和の花	11	播磨町古宮1丁目1-6	○	078-942-4668	078-942-4668
小規模デイサービス夢	13	播磨町北野添3丁目1-26	○	078-943-5346	078-939-9950
元気が一番 播磨店	19	播磨町野添267-1	○	078-915-7317	078-915-7318
デイサービスひだまり	18	播磨町古田1丁目4-59	○	079-437-1235	079-437-1868
リハビリトレーニングセンターはっする	14	播磨町南野添1丁目1-23	○	079-437-0846	079-437-0846
とく通所リハビリサービス*	20	播磨町北本荘1丁目14-5	○	0120-21-8302	079-437-1152

※総合事業のみ実施

■通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
浅井クリニック	2	播磨町宮北1丁目5-14	079-437-6306	079-435-7281

■福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)・特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
有限会社ルーカス	7	播磨町野添城3丁目5-23	078-944-7879	078-944-7879

■介護老人福祉施設・短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
特別養護老人ホームあえの里	1	播磨町北古田1丁目17-37	079-437-6333	079-437-7870
特別養護老人ホームあえの里 弐番館	22	播磨町宮北1丁目6-15	079-436-6001	079-436-6002
特別養護老人ホームグランはりま	15	加古川市平岡町高畠1-1	079-451-1525	079-451-1527

■認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
グループホームCHIAKIほおづき播磨	10	播磨町東野添2丁目18-6	078-949-1566	078-949-1567
あっぷるグループホーム播磨	16	播磨町野添401-3	078-944-1799	078-941-1530
グループホームはなたば	15	加古川市平岡町高畠1-1	079-451-1525	079-451-1527

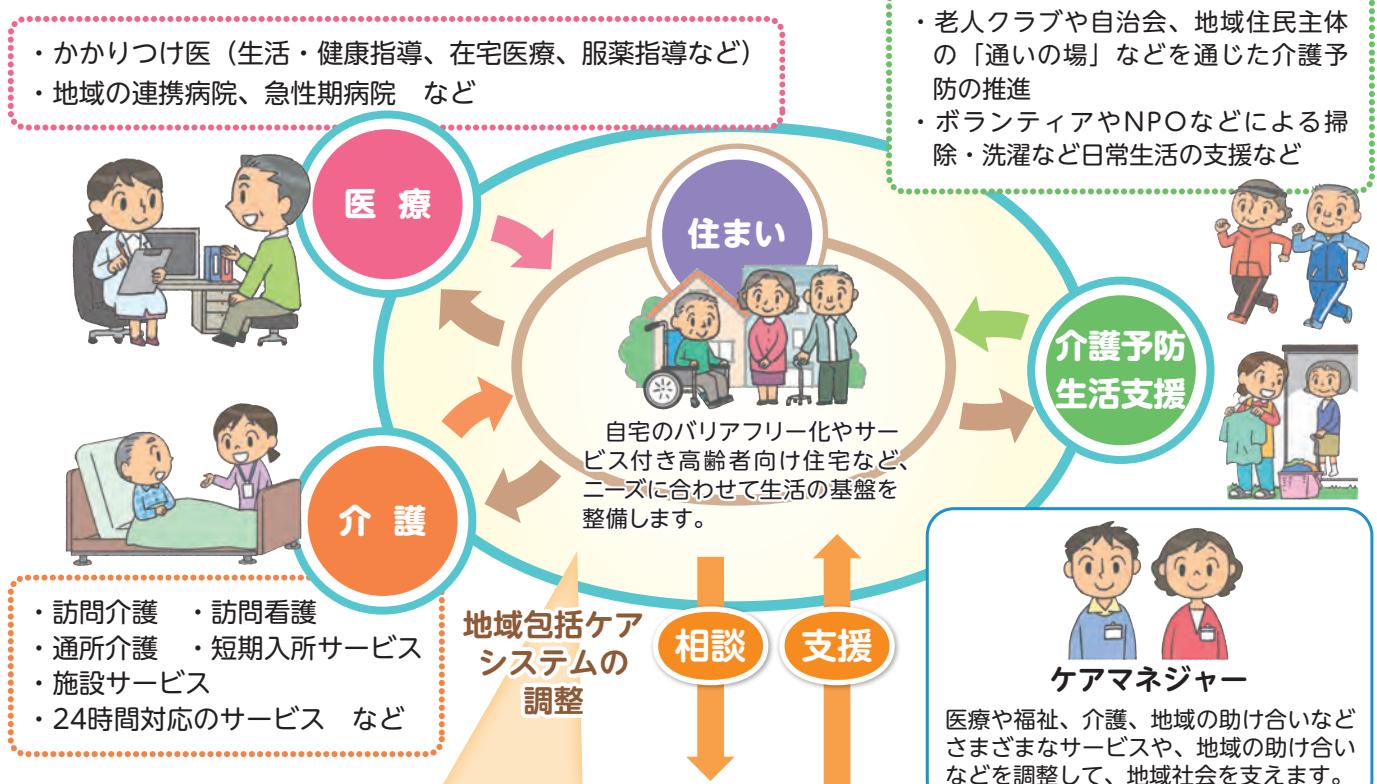
■小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)事業所

名称	地図番号	所在地	電話番号	FAX番号
小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家	17	播磨町宮北1丁目6-6	079-437-1002	079-437-1037
ゆとり庵 大中	21	播磨町南大中1丁目7-27	079-441-2770	079-441-2771

※P36の地図番号に対応しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。概ね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



「地域包括支援センター」とは?

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが連携し、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

●主な仕事は…

高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援

ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業など

介護予防ケアプランの作成、介護予防事業（予防給付、地域支援事業）の推進

など

播磨町地域包括支援センター（月～土 8:45～17:20）

播磨町南大中1丁目8-41（播磨町福祉しあわせセンター）

【令和6年度中に移転】播磨町宮北1丁目3-5（播磨町福祉会館）

TEL.079-435-1841 FAX.079-435-1730

お問い合わせ先 播磨町役場 TEL.079-435-0355(代表)

介護保険に関すること

保険課 介護保険係

TEL.079-435-2582(直通)
FAX.079-435-0766

高齢者福祉に関すること

保険課 地域包括ケア係

TEL.079-435-0313(直通)
FAX.079-435-0766

健康づくりに関すること

健康福祉課 健康係

TEL.079-435-2611(直通)
FAX.079-435-0831